農地転用許可申請について

旭川市農業委員会

【農地転用申請について】

R7.4更新

- ・ 農地転用の申請は毎月1日が締切です。書類に不備がある場合にはご希望の月に受け付けできない場合がありますので、事前に添付書類を含めて全ての申請書類を提出いただくようご協力をお願いします。
- ・ 申請後, 許可が出るまで2か月程度(案件により1か月程度)を要します。 ※申請内容によっては申請前に別の手続きが必要となり、さらに時間がかかる場合があります。
- 農地転用の申請の際に、都市計画法や農業振興法等に関する申請が別途必要となる場合があります。

【申請書】

<u>ttma</u>				
書類等	1)III 1/5	必要部数		チェック
		4条	5条	THH
•申請書	・左2箇所でホチキス留め ・申請者が2名を超える場合は、超えた人数分の部数 を追加すること(次の実測図も同様)	3	4	
•実測図(求積図)	 ・土地1筆の一部転用の場合に必要 ・地積測量図(法務局で発行)など, 転用部分の面積が詳細に分かるもの ・申請書と同じ部数を用意, 申請書と一緒にホチキス留め ・方位記号を記載すること(記号の例は下記に記載) 	3	4	
・本人確認書類の写し ※運転免許証等	·申請者 ·所有者	各 ⁻	1部	

【添付書類:全申請者共通】

※砂利採取に係る申請については、+1部必要です。↓

【	次砂利休以に係る中間については、十一部必要	<u> </u>	
書類等	備考	必要部数 4条 5条	チェック 欄
・申請地の登記事項証明書	・全部事項証明書(法務局で発行) ・転用面積は原則, 登記事項証明書の地積とする	2	
・申請地と一体的に事業等を行う 土地の登記事項証明書	・全部事項証明書(法務局で発行) ・登記情報提供サービスで取得したものでも可	2	
-位置図	・申請地の位置及び周辺の状況が分かる地図(住宅地図等の写し) ・縮尺1/5,000~1/10,000程度 ・JR駅,市役所支所等と申請地が含まれるもの。JR 駅等から直線を引き、方向及び距離を記載。 ・方位記号を記載すること(記号の例は下記に記載)	2	
•公図	・法務局で発行	2	
・現況地目図 (申請地周辺の地目が分かるも の)	・周辺地図に地目毎の色塗り(田・畑・宅地等で色分けした上で、凡例を付けること) ・縮尺1/5、000~1/10、000程度 (上記の位置図へ記載する場合は省略可) ・方位記号を記載すること(記号の例は下記に記載)	2	
・土地利用計画図 (申請地の利用計画が分かるも の)	・施設の配置が分かる図面 ・縮尺1/300~1/2,000程度 ※図の縮尺及び各辺の距離を図示すること ※転用の要素ごとの面積の計算式を記載するととも に、その合計が転用面積と一致すること ・方位記号を記載すること(記号の例は下記に記載)	2	
・平面図 及び 立面図	・建物を建てる場合などに必要 ・方位記号を記載すること	2	

書類等	備考	必要部数 4条 5条	チェック 欄
・周辺の農地への被害防除計画	・排水図面、フェンスの設置図など (農家住宅等で生活排水を下水道に接続する場合などは不要) ・方位記号を記載すること	2	
•資金調達確認資料	・預金口座残高証明,融資証明,通帳の写し(表と最終ページ(残高以外は黒塗り可)	2	
・建築物や土地等の見積書		2	
・関係法令の許認可 等 (同時許可:都市計画法,砂利採 取法等) (その他:河川法等)	・申請書, 許可書, 認可書等の写し(本提出時に当事務局に写しを提出) ※ 都市計画法は申請書, 砂利採取法は申請書及び添付書類一式, 河川法は占用許可書 など)	2	
・転用行為の妨げとなる権利者の 同意書	・土地所有者(転用地に隣接し一体的に活用する非農地の所有者), 借受耕作者, 抵当権者等の同意書 ※4条, 5条の記載誤りに注意	2	
・土地改良区の意見書	・申請地が土地改良区の受益地かどうか等の確認 ※4条、5条の記載誤りに注意	2	
•住民票 等	・登記事項証明書と住所が異なる場合に必要	2	
•事業計画書, 工事工程表	・大規模な転用事業の場合に必要	2	

【添付書類:法人が申請する場合】

書 類 等	備考	必要部数4条5条	チェック 欄
・法人登記事項証明書 いずれか	・履歴事項全部証明書(法務局で発行)	9	
・定款 または 寄付行為 または規約 1点	・写しで可(原本証明のあるもの)	2	

【その他書類関係】

・ 各種証明書は発行後6か月以内のものをご提出ください。

・ 添付書類は1部原本、その他は写しで結構です。写しの書類もカラーでご用意ください。

申請書の提出の際は、この書類も一緒にお持ちください。

【参考情報① 市役所手続き関係】

- (農振関係) 農政部 農政課 農政係 (Tel 25-7417) 第二庁舎5階
- · (都市計画関係) 地域振興部 都市計画課 開発指導·区画整理担当 (Tel 25-8530) 第二庁舎3階
- · (建築確認関係) 建築部 建築指導課 建築確認係 (Tel 25-8597) 第二庁舎3階

【参考情報② 農協及び土地改良区】

JAあさひかわ(Tel37-8855)
 JA東旭川(Tel36-2111)
 旭川市東旭川南1条5丁目8番22号

・ JAたいせつ(៤57-2311) 旭川市東鷹栖1条3丁目・ JA東神楽西神楽支店(៤75-4211) 旭川市西神楽南1条2丁目

旭川土地改良区(TeL75-5511)
 ・ 大雪土地改良区(TeL57-2919)
 ・ 東和土地改良区(TeL32-2241)
 ・ 永山土地改良区(TeL48-2352)
 旭川市西神楽1線18号390番地の2
 旭川市東鷹栖4条5丁目639番地の130
 ・ 永山土地改良区(TeL48-2352)
 旭川市永山2条19丁目3番11号

· 神竜土地改良区(Tel0164-24-2611) 深川市納内町3丁目3番40号

· 当麻土地改良区(Tel84-2231) 上川郡当麻町4条東3丁目4番63号

【申請書データ掲載HP】 検索エンジンで「旭川市農業委員会 様式」と検索

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/374/392/p009167.html

(方位記号の例)